

負担区分一覧表

| 段階               | リスクの種類                                  | 内 容                                   | 負 担 者    |             |
|------------------|---|---------------------------------------|----------|-------------|
|                  |   |                                       | 大阪市      | 指定管理<br>事業者 |
| 共通               | 法令等の変更                                  | 指定管理事業者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更         | 協議事項 ※ 6 |             |
|                  | 第三者賠償                                   | 施設の維持管理・運営において指定管理事業者の要因で第三者に損害を与えた場合 |          | ○           |
|                  |   | 施設の維持管理・運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合     | ○        |             |
|                  | 資金調達                                    | 必要な資金の確保                              |          | ○           |
|                  | 物価変動                                    | 収支計画に多大な影響を及ぼす場合                      | 協議事項 ※ 6 |             |
|                  |   | 指定後のインフレ、デフレ                          |          | ○           |
|                  | 金利                                      | 金利変動                                  |          | ○           |
|                  | 不可抗力                                    | 自然災害等による業務の変更、中止、延期 ※ 1               | 協議事項 ※ 6 |             |
| 事業の中止・延期         | 大阪市の責任による遅延・中止・一時停止                     | ○                                     |          |             |
|                  | 指定管理事業者の責任による遅延・中止・一時停止                 |                                       | ○        |             |
|                  | 指定管理事業者の事業放棄・破綻                         |                                       | ○        |             |
| 申請段階             | 申請コスト                                   | 申請費用の負担                               |          | ○           |
| 準備段階             | 引継ぎコスト                                  | 施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 ※ 2       |          | ○           |
| 維持管理<br>運営<br>段階 | 施設競合                                    | 競合施設による利用者減、収入減                       |          | ○           |
|                  | 需要変動                                    | 当初の需要見込みと異なる状況 ※ 3                    |          | ○           |
|                  | 維持管理・運営経費<br>の膨張                        | 大阪市以外の要因による維持管理・運営経費の膨張               |          | ○           |
|                  |   | 収支計画に多大な影響を及ぼす場合                      | 協議事項 ※ 6 |             |
|                  | 施設の損傷                                   | 施設、機器等の損傷 ※ 4                         | 協議事項 ※ 6 |             |
|                  |   | 管理上の瑕疵等事業者の責めによるもの                    |          | ○           |
|                  | 債務不履行                                   | 大阪市の協定内容の不履行                          | ○        |             |
|                  |   | 指定管理事業者の業務又は協定内容の不履行                  |          | ○           |
| 性能リスク            | 大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの               |                                       | ○        |             |
| 損害賠償             | 施設、機器の不備による事故 ※ 5                       | 協議事項 ※ 6                              |          |             |
|                  | 施設管理上の瑕疵による事故 ※ 5                       |                                       | ○        |             |
| 管理リスク            | 施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休館等に伴うもの |                                       | ○        |             |

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ①公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、当該施設等に関する業務の全部の停止を命じます。
- ②復旧可能な場合、その復旧に要する経費の負担割合及び復旧を行う者については、指定管理事業者と協議し決定します。
- ③災害発生時には、公園は広域避難場所や後方支援活動拠点等となるほか、公園内施設を避難場所として使用し、プールの水を消防利水として利用するなど、災害対応のために業務の一部または全部の停止を命じることがあります。
- ④大阪市は、指定管理事業者に対する休業補償は行いません。

※2 新たな管理運営事業者への引継ぎにかかる対応

- ①新たな管理運営事業者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ②引き継ぎの実施にあたっては、現指定管理事業者及び新たな管理運営事業者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとします。

※3 天候等による収入減については、大阪市は指定管理事業者に補償を行いません。

※4 公園・公園施設の維持管理・運営に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- ①公園・公園施設の維持管理・運営に伴う施設・機器・備品等の日常的な補修・修繕等は、指定管理事業者が行います。
- ②大規模改修・大規模補修については、大阪市が実施します。ただし、その原因が指定管理事業者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理事業者が実施することになります。
- ③1件あたり100万円以下の修繕・補修等の必要が発生した場合、指定管理事業者の負担により、指定管理事業者が実施します。
- ④見積価格が1件あたり100万円を超える修繕・補修等の必要が発生した場合、指定管理事業者は修繕箇所の状況・見積価格等について大阪市に報告し、大阪市が承認した修繕・補修等について、指定管理事業者の負担により指定管理事業者が実施します。ただし、修繕・補修等が完了後、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担します。
- ⑤見積価格が1件あたり300万円を超える修繕・補修等の必要が発生した場合、大阪市がその見積を妥当と認め、大阪市において実施する必要があると認めたときは、原則大阪市が実施します。またこれによりがたいときは協議のうえ、指定管理事業者が実施し、改修・補修完了後全額を大阪市が負担します。
- ⑥上記①ないし⑤に関わらず、修繕・補修等の原因が指定管理事業者の管理の瑕疵によるものである場合は、指定管理事業者の負担により、指定管理事業者が実施します。
- ⑦補修・修繕等にかかる大阪市負担金については、原則各年度末に精算します。
- ⑧補修・修繕等の実施により生じた財産は、大阪市に帰属します。
- ⑨施設運営にかかわって必要な消耗品は指定管理事業者において適宜補充、交換をしてください。
- ⑩大阪市は指定管理事業者に対する休業補償は行いません。

※5 施設、機器の不備または施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、指定管理事業者はリスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入してください。

※6 協議事項としたものについては、大阪市と指定管理事業者が当該事項について調整し、双方に合意のもとで決定するものとする。